

求人者のみなさまへ

株式会社 HINODE

返戻金制度に関する事項

当社は、返戻金制度を設けております。

・入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、

求人者より受領した紹介手数料の一部を、下記の通り求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 100%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後 1 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求職者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

は、この返金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。